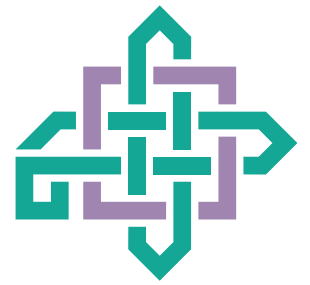


連携の絆を深め、
輝く明日へ



ニュースレポート
中央会

NEWS REPORT CHUOKAI

No.779

2021

2



「中小企業 新ものづくり・
新サービス展」開催



支部だより (道南支部)



支部だより (網走支部)

北海道中小企業団体中央会

Contents

- 01 札幌市優良工場等表彰・産業経済功労者表彰／
「中小企業 新ものづくり・新サービス展」開催！
- 02 コロナを乗り越える！財務対策セミナー開催／
中小企業組合の事業継続力強化セミナー開催
- 03 令和3年度 中小企業組合等課題対応支援事業の公募について
- 04 経済産業関係の令和3年度税制改正のポイント
- 06 北海道の特定（産業別）最低賃金が改正されました
- 07 緊急時の資金繰りを支援する緊急短期資金保証制度のご案内／
出資金1億円超組合の電子申告義務化について
- 08 改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます／
令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります
- 09 令和2年度第3次補正予算案・令和3年度当初予算案等について
「米トレーサビリティ法」をご存じですか？
- 10 民法改正②債権の消滅時効について
～札幌シティ法律事務所 弁護士 小林 晃 氏～
- 11 中小企業者のための共済制度
- 12 12月の道内景況
- 14 支部だより
- 16 中小企業大学校旭川校からのお知らせ
中小企業基盤整備機構からのお知らせ

お詫びと訂正

1月号4ページ『北海道産業貢献賞』受賞記事において、北海道産業貢献賞(卓越した技能者)を受賞された札幌塗装工業協同組合副理事長 大島 一哉様の掲載漏れが判明いたしました。つきましては、ここに正しい内容を掲載させていただきます。大島様には、この場を借りまして、深くお詫び申し上げます。

また、同記事内において、受賞者の所属組合名に誤りがあり、正しくは次のとおりです。ご迷惑をおかけした皆様にお詫び申し上げます。

函館市排水設備指定業者協同組合 前理事長 工藤 敏夫 氏

(誤)函館市排水設備指定事業者協同組合 → (正)函館市排水設備指定業者協同組合

北海道産業貢献賞 卓越した技能者



大島 一哉 氏

札幌塗装工業協同組合
副理事長

札幌市 優良工場等表彰・産業経済功労者表彰 受賞おめでとうございます!

札幌市の商工業の振興に寄与した工場・店舗などの事業所やその役員、従業員を表彰する「札幌市優良工場等表彰」と産業経済の発展に著しく功績のあった個人を表彰する「札幌市産業経済功労者表彰」の令和2年度の各受賞者が発表されました。

本会関係者で受賞の栄誉に輝かれた方々をご紹介します。おめでとうございます！

札幌市優良工場等表彰

協同組合等の部



佐藤 安幸 氏

札幌市管工事業協同組合 理事長

組合等職員の部



折笠 章 氏

北海道土質試験協同組合 専務理事

札幌市産業経済功労者表彰



石川 宏 氏

協同組合ニイチ物流センター
理事長



今井 一彦 氏

札幌鉄工関連協同組合 理事長



島口 義弘 氏

札幌狸小路商店街振興組合 理事長



守田 敏治 氏

北海道紙器段ボール箱工業組合
理事長

「中小企業 新ものづくり・新サービス展」開催!

12月7日から9日までの3日間、東京ビッグサイトにおいて、全国の中小企業者がものづくり補助事業を活用して開発した新製品・サービス・技術等、工夫を凝らした様々な分野の成果が一堂に会する展示商談会「中小企業 新ものづくり・新サービス展」(出展事業者約650社)が全国中小企業団体中央会の主催により開催されました。

会場内は「情報・通信」「医療・生活・ヘルスケア」「物流・サービス・その他」「電気・電子部品」「環境・建設・エネルギー」「農林水産・食品」「化学・繊維・紙」「機械・部品」の8つのゾーンに分かれ、展示ブースでは各事業者が実演を交えながら補助事業の成果をPRし、訪れたバイヤーの興味を引いていました。当日は、産業支援機関のマッチング専門家が来場者のニーズに合わせた出展者の紹介を行う相談コーナー「よろず相談デスク」が設けられたほか、withコロナ時代に必要な新しい思考・経営・技術をテーマにした多彩なセミナーも用意され、3日間で約9,000人の来場者を集め、盛況の内に終了しました。

北海道からは8社が参加し、北海道選出の船橋衆議院議員を始め多くの来場者が訪れ、活発な商談が行われていました。



展示商談会	出展企業
札幌施設管理株式会社	函館米穀株式会社
ニセコフードコミッション企業組合	新篠津つちから販売株式会社
有限会社スモークアップジャパン	株式会社円甘味
株式会社アビスサル・ジャパン	空知単板工業株式会社

「コロナを乗り切る！財務対策セミナー」を開催しました！

本会では、12月10日、ホテル札幌ガーデンパレスにおいて「コロナを乗り切る！財務対策セミナー」を開催しました。当日は、感染防止対策の徹底を図るため、会場開催とYouTubeでのリアルタイム配信を組み合わせたハイブリッド形式で行い、併せて34名が聴講しました。

本セミナーは、新型コロナウイルス感染症の長期化により、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境のさらなる悪化が懸念される中、国・道が措置する様々な補助金や助成金、融資等の支援制度を活用する方策や会社の現状分析の重要性を学び、コロナ禍に耐えうる財務力を養うことを目的としたものです。

講師には税理士法人BAMC・株式会社BAMCassociates札幌営業所長の日比泰央氏を招き、コロナ禍で迎える年度末の決算処理に向けた留意点や、環境分析(3C分析)、SWOT分析などのマーケティング分析から行動計画を作成し、PDCAサイクルを回していくことの必要性について提言があり、その後、コロナ関連支援制度や中小法人向け税制など財務に直結する制度の活用方法が説明され、参加者は熱心に耳を傾けていました。



「中小企業組合の事業継続力強化セミナー」を開催しました！

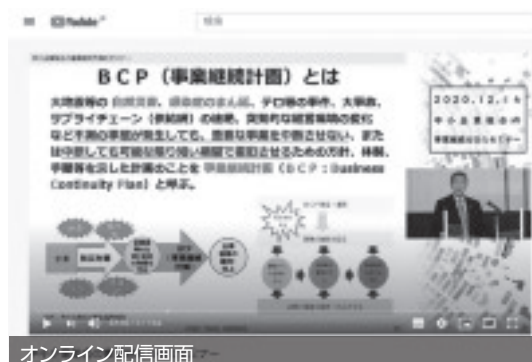
本会では、12月14日、ホテル札幌ガーデンパレスにおいて「中小企業組合の事業継続力強化セミナー」を開催し、会場参加とオンライン参加併せて約30名が聴講しました。

本セミナーは、感染症や自然災害などの緊急事態に直面した際においても、事業資産の損害を最小限に留めつつ中核事業の継続又は早期復旧を可能にするための方針等を定める「事業継続計画(BCP)」と、中小企業等が策定した防災・減災や感染症対策に関する計画を国が認定する「事業継続力強化計画」について、中小企業組合の実情に即した対応のポイントや策定方法・手順、連携づくり等の周知を図ることを目的とするものです。

講師には、戦略経営ネットワーク協同組合代表理事で防災士、地域防災マスターの資格を持つ赤羽幸雄氏を迎え、新型コロナウイルスの世界的な流行や自然災害の多発を受け、中小企業組合においても事業継続力の強化が喫緊の課題となる中、BCPの策定にあたって定めておくべき項目や感染症拡大時・災害発生時における対応のポイント、組合と組合員のみならず組合間での連携のメリットなどについてもアドバイスがなされました。



講師を務めた赤羽幸雄氏



オンライン配信画面

全国中央会からのお知らせです

令和3年度 中小企業組合等課題対応支援事業の公募について

本事業は、新たな活路の開拓や単独では困難な経営課題の解決など、中小企業の発展に寄与する様々な取組に対して支援(補助)を行うものです。

1 中小企業組合等活路開拓事業

組合等を中心とした共同調査研究、将来ビジョンの策定、試作品の開発など、様々な取組に対して支援します。

事業の種類	活路開拓事業	展示会等出展・開催事業
	専門家を招聘した委員会で検討を行い、市場調査、試作品の開発、ビジョンの策定、成果を発表するなどして、課題解決、成果を共有する取組を補助	国内外の展示会への出展や展示会の自主開催を補助 ※商品等の販売を伴う出展・開催は不可
補助額	【大規模・高度型】※ 上限2,000万円(補助率上限6/10) 下限100万円 【通常型】 上限1,200万円(補助率上限6/10) 下限100万円	上限1,200万円(補助率上限6/10) 下限なし

2 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

組合等が行うアプリケーションシステムや情報ネットワークの開発、開発のための計画立案やRFP(提案依頼書)策定を支援します。

事業概要	補助額
外部から専門家を招聘してシステム設計の検討を行う場合や、専門業者に対してシステム開発を外注する経費等を補助 ※システムを構築する場合、組合等の業務分析や計画が立案されているなど事前の準備活動が必要 ※既存システムの機能追加・拡張も対象となるが、単純なリプレイス、更新等は対象外	【大規模・高度型】※ 上限2,000万円(補助率上限6/10) 下限100万円 【通常型】 上限1,200万円(補助率上限6/10) 下限100万円

3 連合会(全国組合)等研修事業

所属員が15都道府県以上の組合等が行う組合員(会員)や専従役員を対象とした研修の開催を支援します。

事業概要	補助額
研修会場、講師謝金、受講者の旅費などの経費を補助。研修は、座学で行う講義のほか、パネルディスカッション、ワークショップ、グループ演習、視察、技術指導など研修の効果が出やすい方法を組み合わせて実施	上限300万円(補助率上限6/10) 下限なし

■留意事項

- 公募開始は令和3年3月1日を予定しています。第3次まで募集予定ですが、早期に予算枠に達した場合、途中で募集を打ち切ることがあります。
- 大規模・高度型は、補助金申請予定額が1,200万円を超え、なおかつ事業終了後3年間以内に組合等または組合員等の「売上高が10%以上増加する」または「コストが10%以上削減される」事業が該当します。
- 本事業は令和3年度政府予算を前提としているため、今後、内容等が変更になることもあります。あらかじめご了承ください。

支援要請
お問合せ先

全国中小企業団体中央会 振興部
東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル
TEL:03-3523-4905 HP:https://www.chuokai.or.jp/

経済産業関係の令和3年度税制改正のポイント

1 「新たな日常」に向けた企業の経営改革を実現する投資促進

(1) カーボンニュートラル実現に向けた投資促進

- ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、企業の脱炭素化投資を加速するため、i) 脱炭素化効果が高い製品の生産設備や、ii) 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に、**最大10%の税額控除**等を講ずる。

(2) DX(デジタルトランスフォーメーション)投資の促進

- ・デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革を促進するため、**会社レベルのDX計画に基づく、クラウド技術を活用したハード・ソフトのデジタル関連投資に、最大5%の税額控除**等を講ずる。

(参考) 国内外において始まっているDXの例

- 国内外で、**DXにより従来型のビジネスモデルを転換し**、生産性向上や新需要を開拓を実現する事例が出現。
- ポルシェ社(独・製造)**は、製造現場でのデータ収集・仮想空間でのシミュレーションを通じて柔軟に生産ラインを調整できる**シーメンス社(独・製造)のソフトウェア**を利用し、サプライチェーンの変革を行うなど、製造現場のDXを実現。
- 日系大手小売**は、IT企業と提携し、ロボット・AIを活用した**大型自動物流倉庫パッケージ**を導入。**①品揃えの大幅増、②配送ルート最適化による時間・コストの大幅短縮、③24時間発送対応**等、従来の自社店舗・自社ECでは実現し得なかった顧客利便性を実現する「次世代ネットスーパー事業」を本格化。

ポルシェ社(独・製造)

「デジタルツイン」の
仮想空間
シミュレーション



日系大手小売

EC向け
自動物流センター



(3) 繰越欠損金の控除上限の引上げによる投資促進

- ・厳しい経営環境の中で、赤字でも努力を惜しまず、カーボンニュートラル、DX、事業再構築・再編に向けた投資を行う企業に対し、コロナ禍で生じた欠損金に限り、**繰越欠損金の控除上限(現行50%)を、最長5年間、投資額の範囲で最大100%まで引き上げる。**

(4) 研究開発投資の底上げと、企業のDXを促進する研究開発の推進

- ・研究開発税制について、i) コロナ禍の厳しい経営状況の中(売上2%以上減)、研究開発投資を増加させる企業に対する**税額控除の上限引き上げ(25%→30%)**、ii) DX促進のため、**クラウド提供型のソフトウェアに関する研究開発の対象追加**等を講じた上で2年間延長する。

(5) 企業の機動的な事業再構築を促すための株式を対価とするM & Aの円滑化

- ・株式を対価としたM & Aを行う際、対象会社株主の**株式譲渡益への課税の繰延措置**を、事前認定不要な**恒久措置**として創設する。(総額の20%まで現金の活用も可能)

(6) 車体課税(エコカー減税、環境性能割)の見直し・延長

- ・エコカー減税・環境性能割の見直しについて、2030年度燃費基準に切り替えつつも、**減税対象割合が現行と同じ(新車台数の約7割)となる基準を維持**するとともに、今年度末で期限が切れる**環境性能割の臨時的特例措置(▲1%)を9ヶ月間延長**する。
- ・自動車関係諸税について、保有から利用への変化等を踏まえ、**受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について検討**を行う。

(7) 人材確保等を促進する税制

- ・中堅・大企業向け賃上げ税制を改正し、**新規雇用者(新卒・中途採用)の給与等支給総額を前年度より2%以上増加させた場合、その給与等支給総額の15%を税額控除**する措置を講ずる。
(教育訓練費20%以上増加で、さらに5%上乘せ)

2 コロナ禍から立ち上がる中小企業の成長支援・地域経済の活性化

(1) 中小企業の経営資源の集約化(M & A)に資する税制の創設

- ・ M & A による規模拡大を通じた中小企業の生産性向上と、増加する廃業に伴う地域の経営資源の散逸の回避の双方を実現するため、経営資源の集約化を促進する税制を創設する。
- ・ 具体的には、以下の3つの措置をセットで適用することを可能とする。
 - ① M & A 実施後のリスクに備える5年間の据置期間付の準備金
 - ② 最大10%の税額控除等の設備投資減税
 - ③ M & A 実施後の雇用確保を促す措置として、給与等支給総額を前年度より2.5%以上増加させた場合、その増加額の最大25%を税額控除

(2) 様々な中小企業の設備投資支援を強化

- ・ 中小企業が生産性向上や、DX に資する設備投資を後押しすべく、中小企業経営強化税制を2年間延長(10%の税額控除等)するとともに、中小企業投資促進税制を商業・サービス業・農林水産業活性化税制と統合した上で2年間延長(7%の税額控除等)する。

(参考) 中小企業経営強化税制の延長

改正概要		【適用期限:令和4年度末まで】		
類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)	デジタル化設備(C類型)	経営資源集約化設備(D類型) 要件:修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備 ↓ 新たな類型として追加
要件	生産性が日モデル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御のいずれかを可能にする設備	
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局	
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 (160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具 (30万円以上/ 5年以内) ◆器具備品 (30万円以上/ 6年以内) ◆建物附属設備 (60万円以上/14年以内) ◆ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) (70万円以上/ 5年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 (160万円以上) ◆工具 (30万円以上) ◆器具備品 (30万円以上) ◆建物附属設備 (60万円以上) ◆ソフトウェア (70万円以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 (160万円以上) ◆工具 (30万円以上) ◆器具備品 (30万円以上) ◆建物附属設備 (60万円以上) ◆ソフトウェア (70万円以上) 	
その他要件	生産等設備を構成するものであること(事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。)/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと等			

- ・ 地域経済を牽引する企業向けの地域未来投資促進税制(5%の税額控除等)に、新たにサプライチェーン強靱化の類型を追加し、2年間延長する。
- ・ 激甚化する災害や感染症の事前対策に資する中小企業防災・減災投資促進税制(特別償却20%)の対象設備を追加し、2年間延長する(停電時の電力供給装置、重要設備のかさ上げに用いる架台、サーモグラフィ)。

(3) 中小企業の経営基盤強化、雇用者の所得拡大を支援

- ・ 中小企業軽減税率(所得800万円まで、法人税を19%から15%に軽減)を2年間延長する。
- ・ 所得拡大促進税制について、企業全体の給与等支給総額を増加させた場合(前年度比1.5%以上)、その増加額の15%を税額控除(2.5%以上増加等で、さらに10%上乘せ)する制度とした上で、2年間延長する。

(4) 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置

- ・ 土地の固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間延長するとともに、令和3年度は、評価替えを行った結果として、課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度の税額に据え置く措置を講ずる。

3 更に加速する社会のデジタル化・グローバル化に対応した事業環境の整備

(1) 国際課税の見直し

- ・ 2021年半ばに見込まれる国際合意や、その後の国内法化においては、我が国企業に過度な負担を課さないよう配慮しつつ、国際競争力の維持・向上につながるものとすべく取り組む。

(2) 納税環境のデジタル化

- ・ タイムスタンプ要件の大幅緩和(3日⇒2ヶ月以内)、事前承認や定期検査の廃止など、電子帳簿保存法に係る要件等についてデジタル化に資する緩和を行う。

(3) ガス事業の収入金課税の見直し

- ・ 2022年に導管部門が法的分離するガス供給業の法人事業税について、他エネルギーとの競合や新規参入状況等を考慮しつつ、課税方式の見直しを検討する。

北海道労働局からのお知らせです

北海道の特定(産業別)最低賃金が改正されました

令和元年12月1日、令和2年12月1日、2日及び6日に、北海道(産業別)最低賃金が下記のとおり改定されました。道内の特定の産業の労働者とその使用者に適用されます。使用者は、地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金の件名	最低賃金額(円)
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業 ※手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者については、北海道最低賃金が適用されます。	時間額 893円 R2.12.6発効
鉄鋼業^{*1} ※みがき又は塗油の業務に主として従事する者については、北海道最低賃金が適用されます。	引き続き 時間額 967円 R元.12.1発効
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業^{*2} ※①みがき又は塗油の業務に主として従事する者、②手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務に主として従事する者、③熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務に主として従事する者については、北海道最低賃金が適用されます。	時間額 895円 R2.12.1発効
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業^{*3} ※みがき又は塗油の業務に主として従事する者については、北海道最低賃金が適用されます。	時間額 889円 R2.12.2発効

※1「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く

※2「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く

※3「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く

なお、次の労働者については、特定(産業別)最低賃金の適用が除外され、北海道最低賃金(時間額861円)が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 ※「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」は「雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの」
- (3) 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者

お問合せ先

- ◆賃金引上げを支援する「業務改善助成金」のご相談
 北海道労働局 雇用環境・均等部企画課 TEL:011-788-7874
- ◆最低賃金又は労働保険について
 北海道労働局 労働基準部 賃金室 TEL:011-709-2311
 HP: <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

北海道信用保証協会からのお知らせです

緊急時の資金繰りを支援する緊急短期資金保証制度のご案内

緊急短期資金保証制度は、自然災害等の有事において短期的な運転資金を供給することによって喫緊の資金繰りを支援し、中小企業・小規模事業者の事業継続を後押しする保証制度です。新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、本制度の取扱期間が令和3年3月31日まで延長されました。

資格要件	新型コロナウイルスに関連した感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者
保証限度額	直近決算(確定申告)の平均月商の1ヶ月以内とし、かつ、既存の保証付融資残高(根保証においては融資限度額)を含め、次の保証限度額の範囲内となります。 普通保証：2億円以内(組合は4億円以内) 無担保保証：8,000万円以内 無担保無保証人保証：2,000万円以内 ※1事業者1口限りとなります。 ※最初の決算が未到来の場合、試算表等に基づく月商となります。
資金使途	事業の継続に必要な運転資金 ※借換資金は対象になりません。
返済方法	一括返済
保証期間	12ヶ月以内 保証期間到来時、中小企業・小規模事業者が一括返済できない場合は、長期資金にて借換が可能です。
貸付形式	手形貸付、証書貸付
融資利率	金融機関所定
担保	必要に応じ
保証人	原則として法人代表者のみ
保証料率	一般保証の場合：年0.40%～1.71% 小口零細企業の場合：年0.45%～1.98%
責任共有	一般保証の場合：責任共有対象 小口零細企業の場合：責任共有対象外
取扱期間	令和2年1月29日(水)保証申込受付分から令和3年3月31日(水)保証承諾分まで

お問合せ先 北海道信用保証協会 本店
札幌市中央区大通西14丁目1番地 TEL:011-241-2231 HP:<http://cgc-hokkaido.or.jp/>

国税庁からのお知らせです

出資金1億円超組合の電子申告義務化について

平成30年度税制改正により「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、令和2年4月1日以降に開始する事業年度から、出資金が1億円を超える組合は法人税等の電子申告が義務づけられることになりました。事業年度が1年間の3月決算組合の場合、令和3年3月期以後の税務申告から電子申告が義務化されます。

■義務化の概要

- 1. 対象税目**
法人税・地方法人税・消費税・地方消費税 ※地方税の法人住民税及び法人事業税についても電子申告が義務化されます。
- 2. 対象書類**
申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類(法人税における財務諸表、勘定科目内訳明細書又は租税特別措置の適用に必要な書類や消費税の申告書付表などのいわゆる「添付書類」)の全て
- 3. 適用対象組合**
事業年度開始の時ににおいて出資金の額が1億円を超える組合
- 4. 対象手続**
確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書
- 5. 適用日**
令和2年4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)から適用

■義務化にかかる注意点

電子申告の義務化の対象となる法人が、e-Taxにより法定申告期限までに申告書を提出せず、書面により提出した場合、その申告書は無効なものとして取り扱われることとなり、無申告加算税の対象となります。



詳しい内容については、
e-Tax ホームページを
ご確認ください。

お問合せ先 税務相談等については、札幌国税局又は最寄の税務署をご利用ください。
札幌国税局 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 TEL:011-231-5011

厚生労働省からのお知らせです

令和3年4月1日から70歳までの就業機会の確保のための高齢者雇用安定法が改正されます！

少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮し活躍できるよう、環境整備を図ることを目的として「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されます。

今回の改正は、70歳までの就業機会の確保について事業主が講ずべき措置(努力義務)などを内容としています。

改正のポイント ～70歳までの就業機会の確保(努力義務)～

65歳までの雇用確保(義務)に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務を新設

- ①70歳までの定年引き上げ ②定年制の廃止
- ③70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入
- ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む

- a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
- b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

※④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で措置を導入する必要があります

- ◆改正法や高齢者就業確保措置について、詳しくは最寄りの労働局・ハローワークへお問合せください。
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>
- ◆(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県支部高齢・障害者業務課では、65歳超雇用推進プランナー等の派遣などにより、高齢者の雇用に関する相談・援助を行っています。
<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html>
- ◆定年制度、継続雇用制度の見直しのための助成金「65歳超雇用推進助成金」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139692.html>

令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率が、**令和3年3月1日から以下のように変わります。**

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2%	2.3%
国、地方公共団体等	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4%	2.5%

留意点 対象となる事業主の範囲が、**従業員43.5人以上**に広がります。

- ◆「障害者雇用のご案内」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000691446.pdf>
- ◆(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。
<https://www.ref.jeed.or.jp/>

北海道経済産業局からのお知らせです

「令和2年度第3次補正予算案」及び「令和3年度当初予算案」等について (地域・中小企業・小規模事業者関係)

去る令和2年12月21日、令和3年度予算案等が閣議決定され、経済産業省の「令和3年度当初予算案」が公表されました。既に公表されている「令和2年度第3次補正予算案」と合わせて、地域の中小企業や小規模事業者の皆様に関係する部分についてご紹介します。

■基本的な課題認識と対応の方向性

コロナの影響により大きな打撃を受けた中小企業等の事業継続や経営転換等を支援するとともに、事業承継や生産性向上といった構造的課題への対応が喫緊の課題となっています。

経済産業省では、「令和2年度第3次補正予算案」及び「令和3年度当初予算案」を合わせて15ヶ月予算として、①「事業継続や事業再構築の後押し」、②「事業承継・引継ぎ・再生等の支援」、③「生産性向上による成長促進」に取り組み、コロナ危機の克服及び危機を契機とした構造転換による低成長からの脱却を図ります。加えて、④「経営の下支え、事業環境の整備」、⑤「災害からの復旧・復興、強靱化」にも粘り強く取り組みます。

また、以前から実施している中小企業生産性革命推進事業「ものづくり補助金・持続化補助金・IT導入補助金」については、引き続き、令和3年度も実施予定です。

R2当初(R1補正)	R3当初(R2三次補正)
1,104億円 (4,067億円)	1,117億円 (2兆2,834億円)

[中小企業対策費の推移]

■その他支援制度や予算案に関する事業の詳細

◆令和3年度経済産業省関連予算等の概要

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/index.html

◆令和3年度 地域・中小企業・小規模事業者関係予算案等のポイント

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pdf/chushokigyoo.pdf

◆中小企業庁 令和2年度3次補正予算案・令和3年度税制改正要望についてのリーフレット

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2020/201223yosan.pdf>

お問合せ先

経済産業省 北海道経済産業局 中小企業課
札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階 TEL:011-709-2311(内線2576)

「米トレーサビリティ法」をご存じですか？

この法律は、米穀や米加工品に問題が発生した際に、速やかに流通ルート特定するため、生産から販売・提供までの各段階での米穀や米飯・米加工食品等を取り扱う事業者間の取引記録の作成・保存が義務付けられています。

また、外食店、仕出・弁当、宅配、出前等で米飯類を提供する事業者では、店舗において、「○○○産米使用」と使用する旨の産地伝達を記載した貼り紙、メニュー等で消費者に伝達することが義務付けられています。

法律を遵守して、「安心・安全」な米穀や米加工品、米飯類を消費者へ提供していきましょう。

納品書

品名	数量	単位	金額
1. 令和2年度産 北海道産 白米(5kg)	10	10kg	15,000

生産者: 農林水産株式会社 札幌支店
〒060-0807 札幌市中央区南一条西1丁目1-1
TEL:011-254-7880 FAX:011-254-8800

納品書や領収書などを整備し、これを3年間保存すれば取引記録を作成したことになります。

《産地情報の伝達(例)》



《取引記録の作成(例)》

詳細は、農林水産省 HP をご覧いただくか、北海道農政事務所消費・安全部米穀流通・食品表示監視課にお問い合わせください。
(☎011-330-8814)

民法改正② 債権の消滅時効について

札幌シティ法律事務所
札幌市中央区大通西5丁目1-1
桂和大通ビル38 6階
TEL 011-271-5305
FAX 011-271-5309
HP <http://www.sapporocity-law.jp/>



弁護士
小林 晃氏

令和2年4月1日から施行となった改正民法において、消滅時効の時効期間、起算点、時効障害事由が大きく変更されました。本号では一般債権と賃金請求権の消滅時効の改正について解説いたします。

1. はじめに

消滅時効とは、権利が一定期間行使されない場合、権利を消滅させる制度です。法律で定められた時効期間が経過した後、当事者等が消滅時効を援用することにより、確定的に権利が消滅することになります。

2. 一般債権の時効期間について

債権の消滅時効について、改正前の民法では、時効期間は原則、「権利を行使することができる時から10年」とされていました。

しかし、改正民法では、時効期間は、原則として「債権者が権利を行使することができることを知った時から5年」または、「権利を行使することができる時から10年」のいずれか早い方とされ、結果的に消滅時効の完成が短縮されたこととなります。

また、民法改正に伴い、商法で定めていた5年間の商事債権の消滅時効や、職業別に規定されていた短期消滅時効（例えば、旅館の宿泊料債権の消滅時効期間を1年、医師の診療報酬債権の消滅時効期間を3年とする規定）が廃止され、民法の規定に統一されることになりました。

企業としては、契約に基づき発生する債権の時効管理について、契約書や請求書に弁済期などが記載されている場合には、そのときから5年の時効管理をすればよいこととなります。

3. 時効障害事由について

改正民法は、時効障害事由の用語の「中断」を「更新」とし、「停止」を「完成猶予」と変更しました。

時効の更新とは、更新があった時点から新たに時効が進行を始めるという制度です。裁判上の請求や強制執行、債務の承認があった場合には、時効期間が

一旦リセットされ、新たに時効が進行します。

また、時効の完成猶予とは、ある事由が生じた場合に、その事由が終了するまで、時効が完成しないという制度です。催告や天災に加え、裁判上の請求や強制執行がなされた場合にも完成猶予が設けられました。

そして、改正民法では、協議を行う旨の書面での合意による時効の完成猶予制度が新たに定められ、債権者債務者間で、権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、1年間時効の完成が猶予されることとなります。再度の合意があれば、最長5年間猶予されます。

4. 賃金請求権の消滅時効について

民法改正に合わせて、労働基準法も改正されました。改正前は、残業代を含む賃金請求権の消滅時効期間は2年でしたが、当面3年へと延長されました。今後、民法に合わせて5年に延長される可能性もあります。

5. 経過措置

消滅時効の期間に関して、改正民法の施行日である令和2年4月1日より前に生じた債権については、旧法が適用され、同日以降に生じた債権については、新法が適用されます。

また、施行日以後に債権が生じた場合であっても、その原因である法律行為が、施行日前にされたときは、旧法が適用されます。残業代を含む賃金請求権についても、施行日以後に生じた賃金についてのみ3年の消滅時効が適用されます。

6. おわりに

一般債権や賃金請求権のほかに、不法行為債権の消滅時効も大きく変更されました。

消滅時効は、権利義務を消滅させるという強い法的効果を持つ制度で、企業にとっても時効の把握は重要な事項です。時効制度について不明な点などがある場合は早めに専門家に相談することをお勧めします。

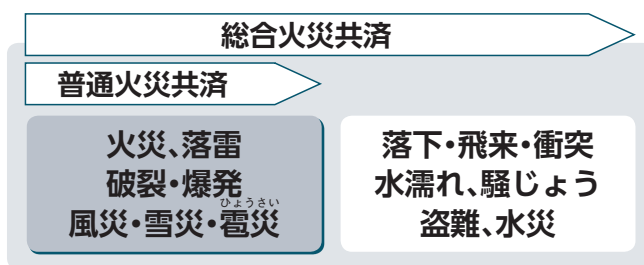
中小企業者のための共済制度

安心を明日につなぐ 火災共済

皆様のニーズに合わせて大切な財産をしっかりお守りいたします!!

補償範囲がワイドな総合火災共済

共済の種類によって補償範囲が異なります。割安な掛金で補償範囲の広い総合火災共済をおすすめします。



補償金額がワイドな新価共済特約

新価(再調達価額)を基準に共済金をお支払いします。共済金で現在と同等の建物などを再築・再購入することができます。

この特約は、『総合火災共済』、『普通火災共済』のどちらでもセットできます。

※ご契約の対象は、「建物」、「設備・什器等」です。「家財」、「商品・製品等」にセットできません。

クルマにもう一つの安心を…自動車事故費用共済

自動車の「人身・物損事故」における補償の隙間を埋めます

任意保険などの自動車保険とは全く違う共済です(競合はしません)

ご契約は物損特約セットがおすすめ

ご契約の種類	プラン1	プラン2	プラン3
人身事故補償	主契約 300万円	主契約 300万円	主契約 300万円
物損事故補償	—	物損特約 3万円	物損特約 6万円

共済金のご契約者にお支払いします


主契約	死傷者が契約者側の場合	死傷者が相手側の場合	+	物損特約	オプション
死亡	300万円	300万円までの実費		相手対物事故	ご契約額を 限度として 3~6万円
後遺障害	12~300万円	死亡臨時費用 30万円(一時金)		自転車両事故	
入院	1名1日につき 4,500円	入通院臨時費用 3万円(一時金)			
通院	1名1日につき 2,250円				

【ご留意】

上記はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。

共済掛金や補償の内容などの詳細やご不明な点等がございましたら、右記までお問い合わせください。

【お問い合わせ・お申込みは】

 **北海道火災共済協同組合**
北海道中小企業共済協同組合

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7
TEL011-231-1322 <http://www.lilac.co.jp/kasaikyosai/>

12月の道内景況

情報連絡員レポート



景況感は上昇基調も 依然として売上高、収益状況の悪化続く

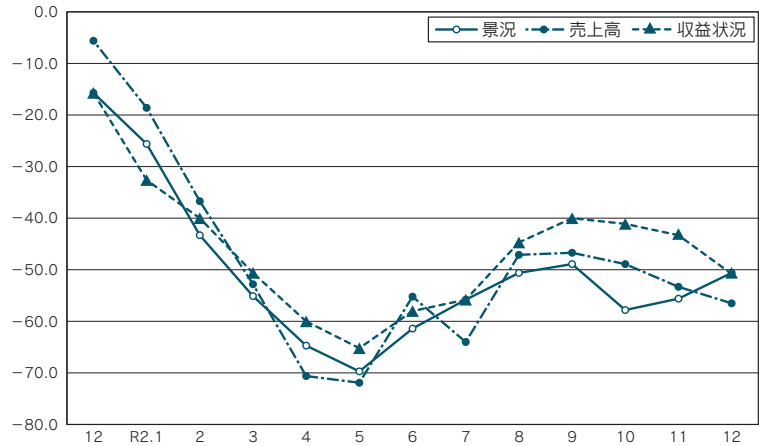
概況

全業種の主要DIの推移では、「景況」は前月から引き続き若干改善した一方、「売上高」「収益状況」は10月から3ヶ月続落し、事業環境を取り巻く厳しい状況が窺える結果となった。

業種別に見た比較では、製造業で「資金繰り」を除く全項目が前月から悪化し、非製造業では「景況」「雇用人員」の2項目を除いて落ち込みが見られた。

12月の情報連絡員報告によると、コロナの感染再拡大による忘年会やイベント等の中止や年末商戦の不調が重なり、通常繁忙期の12月にもかかわらず、多くの業種で収益面等の不振が見受けられた。

主要DIの推移



景況天気図(前年同月比)

	全業種			製造業			非製造業		
	11月	12月	前月比	11月	12月	前月比	11月	12月	前月比
業界の景況	$\Delta 55.6$	$\Delta 50.6$	5.0 \uparrow	$\Delta 57.6$	$\Delta 60.0$	$\Delta 2.4$ \downarrow	$\Delta 54.4$	$\Delta 45.5$	8.9 \uparrow
売上高	$\Delta 53.3$	$\Delta 56.5$	$\Delta 3.1$ \downarrow	$\Delta 60.6$	$\Delta 63.3$	$\Delta 2.7$ \downarrow	$\Delta 49.1$	$\Delta 52.7$	$\Delta 3.6$ \downarrow
収益状況	$\Delta 43.3$	$\Delta 51.8$	$\Delta 8.4$ \downarrow	$\Delta 48.5$	$\Delta 63.3$	$\Delta 14.8$ \downarrow	$\Delta 40.4$	$\Delta 45.5$	$\Delta 5.1$ \downarrow
販売価格	$\Delta 6.7$	$\Delta 10.6$	$\Delta 3.9$ \downarrow	$\Delta 6.1$	$\Delta 13.3$	$\Delta 7.3$ \downarrow	$\Delta 7.0$	$\Delta 9.1$	$\Delta 2.1$ \downarrow
取引条件	$\Delta 8.9$	$\Delta 11.8$	$\Delta 2.9$ \downarrow	$\Delta 9.1$	$\Delta 13.3$	$\Delta 4.2$ \downarrow	$\Delta 8.8$	$\Delta 10.9$	$\Delta 2.1$ \downarrow
資金繰り	$\Delta 22.2$	$\Delta 22.4$	$\Delta 0.1$ \downarrow	$\Delta 30.3$	$\Delta 30.0$	0.3 \uparrow	$\Delta 17.5$	$\Delta 18.2$	$\Delta 0.6$ \downarrow
雇用人員	$\Delta 17.8$	$\Delta 20.0$	$\Delta 2.2$ \downarrow	$\Delta 9.1$	$\Delta 16.7$	$\Delta 7.6$ \downarrow	$\Delta 22.8$	$\Delta 21.8$	1.0 \uparrow

(凡例) 30以上 10~29 9~ Δ 10 Δ 11~ Δ 29 Δ 30以下



天気図の見方 各景況項目について調査月と前年同月を比較して、「増加」(または「好転」)したという回答(構成比)から「減少」(または「悪化」)という回答(構成比)を差し引いた値(DI)をもとに作成。天気の見方は凡例のとおりです。

製造業

- ・観光客は激減したものの、巣ごもり需要で損失分はある程度カバーできている。(水産食品/全道)
- ・年末は通常どことも忙しくなるものだが、今年は例年に比べ売上等が減少しており、特に業務店やホテル、観光地向けに大幅減となった。量販店は半年並み、通信販売が多少伸びている状況。(めん類/全道)
- ・11月単月の出荷量は味噌、醤油いずれも前年比減。特に醤油の落ち込みが大きい。両業界とも「家庭用は良いが、業務用が悪い」との認識で一致している。(味噌・醤油/全道)
- ・12月はコロナ感染再拡大を受けた忘年会・クリスマス会等の中止や年末商戦の不調も重なり飲料水の売上は減少した。(飲料/全道)
- ・製材市況は、地域により差はあるが、カラマツ、エゾ・トドマツいずれも保合。原木市況はカラマツ、エゾ・トドマツともに弱保合～保合。カラマツ原木の在庫は潤沢だが、一部でタイトになっている所も見受けられる。梱包材やパレットの受注が少なく荷動きは非常に悪い。エゾ・トドマツ原木は製材工場の製品在庫調整が一部で進んでいる影響で上向いている状況にある。ツーバイ材用の製材受注が旺盛で、桧木については少ないが動きが出始めている。紙原料は、紙需要の落ち込みにより木材チップの需要が少なくなっており、木質バイオ向けられている模様。背板チップは過剰になりつつある。木質バイオマス原料は動き出してきている。酪

- ・農地域では、おが粉原料用の丸太の確保が見られる。(一般製材/全道)
- ・年末に向けて受注量が再び減少傾向にあり、売上は前年比81%と低迷している。(一般製材/中川郡)
- ・12月の生コン出荷量は前年同月比100.9%となる約227千m³。(窯業・土石製品製造業/全道・生コン)
- ・函館地域では、新幹線工事に伴い砂利の販売価格は高止まりしているものの、収益増加には繋がっていない。地域での細骨材の確保が難しくなっており、安定供給体制の構築に苦心している。北海道管理河川において河川法第25条による砂利採取が新たに始まり、原石確保の手段が広がった。(窯業・土石製品製造業/全道・砂利)
- ・改修工事などをメインにしている事業者は、コロナの影響による工事の延期や中止により売上に影響を受けているものと思われる。コロナ禍でこれから市場が急激に冷え込んでいく可能性が高く、業界全体の懸念事項となっている。今後は資材の高騰も予想され、どの企業も収益面が厳しくなってくる考えられる。(窯業・土石製品製造業/全道・ガラス)
- ・操業の基盤は造船ブロック製作だが、今年度は更なる減少が計画されており、過剰人員の発生により昨年以上の厳しい状況となることが予想される。(金属製品/室蘭)

非製造業 (卸・小売・商店街・サービス業)

- ・コロナによる外出控えに加え、降雪が遅れたことで紳士靴の売上が前年比大幅に減少した。小売りの資金繰りが心配される状況。IT関連以外の事務機器・什器等はオフィスでの需要減のため業況が悪化した一方、スーパー・ドラッグストア等での取扱商品は順調。その他商品は横ばいで推移した。感染対策をしながらもコスト削減努力により収益的には前年並みとの回答が多いが、取扱商品による格差が大きい。組合の展示場、貸会議室は11月のコロナ感染再拡大からキャンセルが相次ぎ、例年の2割程度の利用率となっている。(各種商品/札幌)
- ・12月の組合員買付総額は大幅に増加した。通常荷が動くと言われる12月だが、今年は例年と異なり月半ばまで青果生鮮価格の安値傾向が顕著であり、その点を考慮しても予想以上の取引量となった。コロナ感染再拡大で外出を控えた消費者が自宅での消費量を増やしたことも大きな要因だが、各方面での忘年会が中止になったことでホテル、飲食関係が仕入量を圧縮したため納品業者の買付額が激減しており、一般消費者向けの販売高が大きく際立つ結果となった。(野菜・果実/全道)
- ・外出自粛の強まりを受けて再び観光関連の取引が大幅に縮小した。巣ごもり需要はあるが、節約志向も根強く、例年より落ち着いた年末商戦になったことで前年割れしたところが多い。観光関連の取引が多い企業は依然収益面でも厳しい状況が続いている。(菓子/全道)
- ・外出自粛の影響により全業種で売上が前年比減少した。食糧品は、需要自体は伸びているものの、プレミアム商品券の影響で当組合の取扱いは減少した結果となった。キャッシングも同様に減少している。(各種商品/旭川)
- ・GoToトラベル停止で一時的に観光客の動きが止まったが、都市部よりも感染者数が少ないとの報道を受けて少しずつ観光客数が戻ってきているように感じる。今年最後の特売では、年末準備のため地元客が多数来場した一方、本州企業からの歳暮の注文の減少や取り止めがあるとの報告もある。(各種商品/小樽)
- ・歳末商戦に期待していたが予想ほど売上は伸びず、近年にない厳しい状況が続いたとの声が多く聞かれた。マイナス要因として、コロナの影響による消費マインドの低下が大きいと思われる。(各種商品/釧路)
- ・巣ごもり需要の影響でネット通販事業の実績が少しずつ伸びてきている。(各種商品/函館)
- ・飲食店では、本来繁忙期である12月も各団体の忘年会等の中止や5人以上の会食の制限により予約が入らず、売上は激減している。小売店においても来店客数の減少が激しく売上の確保が難しい状況が続いている。(各種商品/日高郡)
- ・組合全体の前年比(販売額)は104.8%。食品・スーパー関連は前年比105.0%、ホームセンター101.1%、その他一般店は107.0%と回復傾向にあるものの、今後のコロナ対策の状況次第で厳しくなる業種も出てくるものと思われる。(各種商品/芦別)
- ・売上高は前年同期比95.98%。来店客数は前年並みだが客単価の減少が影響した。(野菜・果実/札幌)
- ・12月は、天候に恵まれた上、4週連続の売り出しも好調だったが、コロナの影響で昨年より売上は減少した。(鮮魚/釧路)
- ・12月期はGoToトラベル一時停止による観光・ホテル・飲食店の売上減少で先が見えない状況。スーパー等量販店や単独店の売上は上昇傾向にある。外食控えにより家庭での少人数の会食機会が多くなり、食生活の変化が生じている。(各種食品/札幌)

- ・12月の原油価格は、前月から引き続き上昇基調で推移し、1バレル当たり50ドルを超える水準となった。札幌の市況を見ると、原油コストの順調な転嫁は見られるものの、安値市況が続く一部激戦地では地場中小零細企業の経営は厳しくなっている。ガソリン販売も減販が続いており、危機感をあらわにする販売業者も多い。景気の先行きは依然として不透明であり、ガソリンのさらなる需要減が懸念される。(燃料/全道)
- ・原油価格は8月以降小幅な増減で推移していたが、11月中旬から上昇基調となり市況価格も12月中旬から値上げ改定となっている。売上高は、12月に入り例年になく低温が続く、降雪量も多かったため、暖房用燃料、車両用燃料ともに量的には前年に比べ増加したが、市況価格が前年比で大幅に安くなっていることから金額的には前年並みとなった。(燃料小売業/稚内)
- ・12月の卸値は値上げ推移となった。小売店販売価格は改定で推移し、収支状況も従来と同じく量販店の攻勢で厳しい利益口銭に圧縮され、販売量は戻ってきているもののコロナの影響により前月同様収益は落としている。(燃料小売業/旭川)
- ・コロナの感染再拡大で消費需要が拡大しなかったことに加え、家電メーカーの主力商品が一部在庫切れを起こし売上の足を引っ張った。(電気機械器具/全道)
- ・農機市場は、展示会・実演会・訪問販売等営業活動の制約、自粛の影響を受けて全道的に低調に推移した。大手・中小ともにこの1年で培われた新たなノウハウを活かした販売活動の実施に向けて取り組んでいる。(農業用機械器具/全道)
- ・12月は昨年と同水準で推移した。年明け以降の小売に期待をにかけているところが多い。(中古自動車/札幌)
- ・例年12月は降雪で除雪機の売上が上向く傾向にあるが、今年はさほど影響が現れていない。(自転車・自動車/全道)
- ・地元百貨店の11月売上高は前年同月比13%減の4億1,027万円。コロナによるイベント休止や衣料の苦戦が影響した。12月共通駐車券の利用は前年同月比72.0%、買物共通バス券は前年同月比74.4%に減少。コロナ感染拡大で依然厳しい状況が続いている。(帯広市・商店街/帯広)
- ・コロナの影響で歳末大売り出しも中止となり、景況がかつてなく悪化した。(網走市・商店街/網走)
- ・GoToトラベル一時停止に伴い、年末年始を中心とする宿泊予約キャンセルが膨大な数になっている。予約取り消しとともに観光自粛ムードも強まり打撃は大きい。(旅館/音更)
- ・コロナ感染拡大により事業の自粛等を余儀なくされている。利用者の減少による売上減が見られる。(公衆浴場/全道)
- ・道内中小IT企業の約半数が首都圏を中心とした大手システム会社等からのプログラム開発案件を受託している。令和2年度はコロナの影響で発注元の多くが業績低迷したことがIT投資に影響し、3月期決算は減収減益を見込む道内中小IT企業が多い。令和3年度は景気が緩やかに回復してIT投資がコロナ禍前以上に積極的になると予測する企業が多く、4月以降を見据えて既に新規の受託開発案件の打診がきている状況だが、ギリギリの技術者数でやりくりをしている現状のため、人材を即座に確保することが難しく、頭を悩ませる問題となっている。解決策として、家庭に留まっているIT系のシニア人材や女性の非正規社員としての活用、副業を求めるギガワーカーの利用を視野に入れて採用を進める道内中小IT企業が出始めている。ただ、要求する品質に対しての出来栄や納期だけでなく、情報流出のリスクなど責任の所在を明確化するセーフティネットの早期構築が必要となってきている。(ソフトウェア/全道)

非製造業 (建設・運輸業)

- ・公共工事は入札物件もなくなり、来年度の予算がどの程度確保されるのか危惧している状況。民間に関しては、若干動きはあるが地盤のしっかりした企業が中心で、業界全体に仕事量が広がりにくいように感じる。受注環境は価格面で厳しい状況。電力系の工事は、昨年比で確実に減少しているが、現段階ではまだある程度の仕事量は確保できるものと推測している。コロナの影響で地域をまたいだ移動がしづらく、情報収集や営業活動などをいかに行うかが今後の課題になる。(電気工事/全道)
- ・多くの事業所で人手不足の状況が見られた。(左官工事/全道)
- ・本格的な降雪期となり、市の除雪業務を請け負っている組合員は忙しい状況。12月後半からは水道凍結の解除依頼が数件あるようだ。(管工事/名寄)

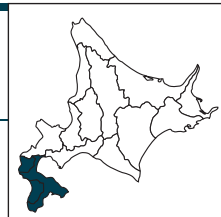
- ・通常忙しくなる年末の物流も例年に比べ早くに落ち着いてしまった。(一般貨物自動車運送/小樽)
- ・農産物の荷動きは、12月後半から活発になったものの、月全体では前年比で減少した。価格下落やコロナ禍による外食産業の消費の落ち込みが要因と思われる。一般雑貨や日用品は一部の品目を除いて依然コロナの影響を受けており、荷動きは良くない。工業用品は全般的に不調である。例年12月は飲料関係の荷動きが活発になるが、今年は忘年会・会食等の自粛が大きく影響した。(一般貨物自動車運送/石狩)
- ・売上高は前年同月比45.1%減少。乗務員数は前年同月比13.4%減少。11月分チケット取扱高は前年同月比17.9%減少。(一般乗用旅客/旭川)

支部だより



道南支部(函館市)

所管／渡島総合振興局・檜山振興局管内
駐在職員／伊藤事務所長・白吉主事



函館地方電気工事(協)が施工 冬のイルミネーション

函館地方電気工事協同組合(玉津眞史理事長、組合員180人)では、毎年冬に開催される「はこだて冬フェスティバル」で西部地区(八幡坂、二十間坂、明治館前通り、開港通り)のイルミネーション施工事業を手がけています。これは平成9年、組合創立50周年記念事業として八幡坂にイルミネーションを敷設したのが始まりで、好評を博したことから以降地域貢献



活動として継続実施し、現在では冬の函館観光の大きな見どころの一つとなっています。

今年度のイルミネーションの施工は、組合員の従業員90名、高所作業車58台を動員し、イルミネーション用の電球18万球を街路樹

に取り付けるという9日間にも及ぶ大掛かりな作業になりました。

コロナ禍の今だからこそ、地元の人により一層楽しんでもらいたいとの思い



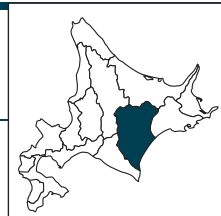
から、今年はイルミネーションの点灯期間を昨年より1ヶ月間延長。3月末日まで夜の西部地区を明るく照らしています。

また、去年から「湯の川 冬の灯イベント」で湯の川地区のイルミネーションも施工しており、こちらは2月末までの開催となっています。

量も内容も大幅にグレードアップしたイルミネーションが皆さんをお待ちしています。ぜひ幻想的な光あふれる冬の函館にお越しください。

十勝支部(帯広市)

所管／十勝総合振興局管内
駐在職員／牧村事務所長・竹内主事



「ふるさと納税」で日本を元気に！

ふるさと納税とは、生まれ故郷や応援したい自治体に対し納税という形で寄附できる制度で、寄附額のうち2,000円を超える部分は所得税と住民税から原則全額控除されるほか、自治体独自の返礼品を受け取ることもできます。他方、事業者としては、返礼品を提供することで新たなユーザーを掘り起こし、販路拡大につながるメリットがあります。

十勝管内において本会会員組合がふるさと納税返礼品に出品している事例をご紹介します。

■新得地鶏鍋セット・炭火焼きセット・串焼きセット ～十勝・新得フレッシュ地鶏事業協同組合～



新得町で在来種のみを交配させ誕生した新得地鶏は、ストレスを与えずに120日以上伸び伸びと育てることで、わずかな酸味によるすっきり澄んだ後味、

低脂肪・低カロリー、コラーゲンを豊富に含んだ肉質になります。コロナ禍でなかなか外食しづらい今だからこそ、滋味深い地鶏を自宅で手軽に味わってみてはいかがでしょうか。

■十勝ラクレット モールウォッシュ～十勝品質事業協同組合～

十勝川温泉に湧くモール温泉で丁寧に磨き、組合の共同熟成庫で2～3ヶ月間熟成したチーズは、特有の強い匂いが抑えられ、まろやかで旨みたっぷりの味わいが特徴。熱を加えて溶かし、パンや季節の野菜、肉や魚介に絡めれば冬の食卓にぴったりのチーズ料理「ラクレット」の完成です。

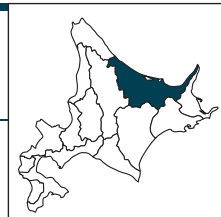


ふるさと納税の仕組みや返礼品の詳細などは各自治体ホームページでご確認ください。



網走支部(網走市)

所管/オホーツク総合振興局管内
駐在職員/外川事務所長・田中主事



北見市新庁舎が令和3年1月よりスタート!

北見市では、11か所に点在していた市庁舎の統合が長年の懸案事項になっていましたが、平成29年12月に新庁舎建設工事が始まり、約3年の工期を経て令和2年9月に完成、本年1月から業務を開始しています。



新庁舎外観

この北見市新庁舎の木製建具・家具を手掛けたのが、本会会員組合の北見木工協同組合(中橋理事長、組合員18社)です。北見木工協同組合は、技能五輪全国大会銀賞受賞者が組合に在籍するなど高度な技術力と組合員同士の強固な協力体制を誇り、どの組合員が担当しても高品質の建具・家具を製作できるというのが最大の強みです。

新庁舎は、窓口が並ぶ1・2階受付カウンターや4階の市長室、副市長室、市長応接室、6階の市議会議場

に地元木材をふんだんに使用。特に4階の市長室廻りのドア、壁材、収納棚等には、留辺蘂小学校の校庭で80年以上に亘り生徒を見守ってきた楡の木が使われ、温かみのある空間づくりに一役買っています。この木材は当初、伐採材として廃棄される予定でしたが、広く市民を見守ってくれるように新庁舎の一部に活用してはどうかという中橋理事長の提案が採用されたものです。

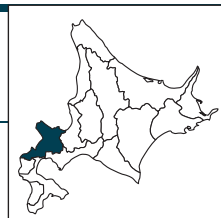
新庁舎は隣接するまちきた大通りビルと直結し、北見駅や中央図書館へ直通が可能です。行政機能のみならず市民交流や中心市街地のにぎわい創出の拠点として永く市民に愛されていくことが期待されています。



新庁舎ロビー

後志支部(小樽市)

所管/後志総合振興局管内
担当/連携支援部 長谷川主任



トピック展「小樽八景・八名所」が開催中です

小樽市総合博物館運河館(小樽市色内2)では、令和2年12月26日(土)から令和3年4月22日(木)までの約4ヶ月にわたり、第一展示室でトピック展「小樽八景・八名所」を開催しています。



このトピック展は、1950年代に選定された「小樽八景」と「小樽八名所」にスポットを当て、当時の写真やパンフレット、新聞記事など貴重な資料を通じて小樽の魅力を再発見してもらおうという試み。

「小樽八名所」は、天狗山金比羅・オタモイ・手宮観光地ライン・五百羅漢・銀鱗荘・豊楽荘・小樽公園・松山逍遙道路。昭和27年の観光パンフレット「港おたる」では、「小樽八景」として水天宮・小樽公園・金比羅

大本院・五百羅漢・松山逍遙道路・手宮観光ライン・オタモイ・祝津日和山が紹介されています。その一つ、日和山灯台へ通じる、今では木が生い茂った松山逍遙道路は、当時木が伐採され見晴らしが良く、小樽の自然豊かな景色を楽しめる名所だったことなど、現在とはまた違った小樽の魅力を再発見できる企画展になっています。ぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか。

新型コロナウイルスの感染拡大状況により、休館になる可能性があります。トピック展の開催状況は、総合博物館へ直接ご確認ください。



小樽市総合博物館 本館
小樽市手宮1丁目3番6号 TEL:0134-33-2523

中小企業大学校旭川校おすすめ研修のご案内

※新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年4月～6月の開講講座は中止となり、一部日程変更となったコースがございます。

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で助成制度があります。
詳細は、中小企業大学校旭川校（Tel：0166-65-1200）までお気軽にお問い合わせ下さい。

NEW

無料 中小企業のための人材育成セミナー
**環境変化に強い
組織づくり、人づくり**

2月25日（木）札幌開催

2月26日（金）旭川開催

受講料：無料

対象レベル：経営者・経営幹部・管理者等



多発する自然災害や、世界的な感染症の流行など、厳しさを増す経営環境を踏まえ、環境変化に強い「組織づくり」と「人づくり」の重要性とその考え方を学びます。

コースNo. **42** 人と組織を動かすコミュニケーション講座
**信頼を生み良好な関係を築く
コミュニケーションを身につける**

3月1日（月）～3日（水）

受講料：32,000円（税込）

対象レベル：管理者・新任管理者・その候補者



傾聴力を高め、良い信頼関係を構築するための方策を演習を通じて学びます。さらに組織活性化のための「人」と「組織」を動かす能力の向上を図ります。

札幌開催

コースNo. **43** あらゆる業種で使える5S講座・基本編
**生産性を高める
現場改善の実践法**

3月4日（木）～5日（金）

受講料：22,000円（税込）

対象レベル：新任管理者・その候補者



現場改善の基本である「整理・整頓・清掃・清潔・躰」（5S）や「目で見える管理」の本質を理解し、取り組み手法を学びます。

コースNo. **11** 中堅管理者研修（春）
**管理者に求められる役割と
意識改革・行動改革講座**

3月8日（月）～11日（木）

受講料：36,000円（税込）

対象レベル：管理者・その候補者



新任管理者から中堅管理者へと脱皮し、より高いマネジメント能力を得るため、その土台である意識・意欲と組織をまとめる力を向上させることを学びます。

コースNo. **03** 新任管理者研修（春）
**「できる管理者」を目指す人の
マネジメント基本講座**

3月15日（月）～18日（木）

受講料：39,000円（税込）

対象レベル：新任管理者・その候補者



組織の中核を担う管理者に求められる役割について理解した上で、管理者として必要となるマネジメントの知識・スキルを学びます。

NEW

コースNo. **44** ウィズコロナ・ポストコロナ時代のマネジメント変革講座
**ウィズコロナ・ポストコロナ時代の
仕事の仕組み再構築**

3月18日（木）～19日（金）

受講料：22,000円（税込）

対象レベル：経営者・経営幹部・後継者など



ウィズコロナ時代に対応するために、仕事の仕組みそのものを変えることで、雇用の維持、新規顧客開拓等、自社の持続的な発展に繋げるためのヒントを学びます。

講座内容詳細は 初めてのの方は

資料請求や講座内容についてお気軽にお問い合わせください。

電話 0166-65-1200 / FAX 0166-65-2190

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北海道本部

住所 旭川市緑が丘東3条2丁目2-1

中小企業大学校 旭川校



経営者にも
退職金を!

小規模企業共済制度



ポイント① 常時使用する従業員が20名以下
(商業・サービス業では5名以下)の個人事業主、
個人事業主の共同経営者(2名まで)
及び会社の役員の方が加入できます。

ポイント② 無理のない掛金、税制面での大きなメリット!

- 掛金は毎月1,000円~70,000円(500円単位)の範囲内で自由に選択できます。
- 掛金は全額所得控除、受取りは「退職所得扱い」(一括受取)または「公的年金等の雑所得扱い」(分割受取)となります。

ポイント③ 事業資金の貸付け・災害時のサポートもあります!

- 事業資金等の貸付制度が利用できます(担保・保証人不要)。
- 地震・台風、火災等の災害時にも貸付けが受けられます。



全国加入者
約48万人の
実績!

経営セーフティ共済制度



ポイント① 中小企業で、引き続き1年以上事業を行っている方が加入できます。

- 取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となった時に貸付けが受けられます。
- 取引先との商取引の事実確認だけで、迅速に貸付けが受けられます。

ポイント② 無理のない掛金、税制面での大きなメリット!

- 月額5,000円~200,000円(5,000円単位)の範囲内で自由に選択できます。
- 掛金は全額「損金(法人)」または「必要経費(個人事業)」に算入できます。

ポイント③ 最高8,000万円まで貸付けが受けられます。

- 掛金総額10倍の範囲内で、回収困難となった売掛金債権等の額
- 貸付条件は「無担保・無保証人」「無利子」※ただし、貸付けを受けた場合、貸付額の10分の1の額が、積立てた掛金から控除されます。

ポイント④ 40ヶ月以上掛けていれば、

- それ以降掛金を掛けなくても、共済金の貸付けは受けられますので安心です。
- 解約しても共済金の貸付けを受けていなければ積立てた掛金の全額が戻ります。



本制度についてのお問い合わせ・お申し込みは

北海道中小企業団体中央会

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目
プレスト1-7 3階

TEL/011-231-1919
FAX/011-271-1109

本制度は、法律に基づき独立行政法人
中小企業基盤整備機構が運営しています。

(独)中小企業基盤整備機構
共済相談室

TEL 050-5541-7171



商工中金の 中小企業組合支援

個々の企業では解決できないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、1936年の設立以来、一貫して組合・組合員の価値向上に取り組んでいます。これまでも、これからも、商工中金は、組合運営のフォローや補助金等の情報提供、ご融資を通じて、組合が手がけるさまざまな共同事業の円滑な発展をサポートしていきます。

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

札幌支店	〒060-0002 札幌市中央区北二条西 3-1-20	TEL : 011-241-7231
函館支店	〒040-0001 函館市五稜郭町 33-1	TEL : 0138-23-5621
帯広支店	〒080-0013 帯広市西三条南 6-20-1	TEL : 0155-23-3185
旭川支店	〒070-0035 旭川市五条通 9-1703-81	TEL : 0166-26-2181
釧路営業所	〒085-0847 釧路市大町 1-1-1	TEL : 0154-42-0671

<https://www.shokochukin.co.jp/>

商工中金

検索



北海道中小企業団体中央会

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 3階

TEL 011-231-1919 FAX 011-271-1109

ホームページアドレス <https://www.h-chuokai.or.jp>

発行日/2021年2月1日(毎月1日発行)

*この機関誌は、誰もが読みやすいユニバーサルデザインフォントと環境にやさしい植物油インキを使用しています。

